

○宮城県中小企業振興機械類貸与に関する条例

昭和二十九年四月一日
宮城県条例第十号

〔宮城県鉱工業振興機械類貸与に関する条例〕をここに公布する。

宮城県中小企業振興機械類貸与に関する条例

(昭五八条例九・改称)

第一条 この条例は、公益財団法人みやぎ産業振興機構(昭和二十九年四月一日に財団法人宮城県工業振興協会という名称で設立された法人をいう。以下「機構」という。)に対し、機構が行う中小企業者の機械類の近代化のための事業に必要な資金を貸し付け、県内の中小企業の設備の整備拡充を促進し、もつて中小企業の振興を図ることを目的とする。

(昭四二条例三三・昭五八条例九・平一一条例三八・平二〇条例五七・平二四条例四一・一部改正)

第二条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和三十八年法律第一百五十四号)第二条第一項各号に規定する中小企業のうち、製造業、鉱業、運輸・通信業、卸売業、小売業、サービス業その他知事が認める業を営む者をいう。

2 この条例において「機械類」とは、機構が中小企業者に対し貸与できるものとして知事の承認を得た機械、器具その他の設備をいう。

3 この条例において「機械類貸与事業」とは、機構が前条の目的を達成するために行う機械類の購入、貸与、譲渡その他これに関連する事業をいう。

(昭五八条例九・全改、平一一条例三八・平一二条例六三・一部改正)

第三条 県は、毎年度予算の範囲内で、機械類貸与事業に必要な資金を機構に貸し付けるものとする。

(昭五八条例九・平一一条例三八・一部改正)

第四条 機構は、機械類貸与事業を実施するに当たっては、公正かつ誠実にいき、最大の効果をあげるよう努めなければならない。

2 機械類貸与事業は、あらかじめ知事の承認を得て定める業務方法書により行わなければならない。

(昭五八条例九・全改、平一一条例三八・一部改正)

第五条 機構が機械類貸与事業を廃止した場合における当該事業に係る残余財産は、県に帰属させるものとする。

(昭五八条例九・平一一条例三八・一部改正)

第六条 この条例の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四二年条例第三三号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年九月一日から適用する。

附 則(昭和五八年条例第九号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の宮城県鉱工業振興機械類貸与に関する条例(以下「旧条例」という。)第三条の規定により協会に対し貸し付けられた資金は、この条例による改正後の宮城県中小企業振興機械類貸与に関する条例第三条の規定により貸し付けられた資金とみなす。

3 この条例の施行の日前に旧条例の規定により協会が行った機械類の購入、貸与その他の行為については、なお従前の例による。

附 則(平成一一年条例第三八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年条例第六三号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第五七号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則(平成二四年条例第四一号)

この条例は、公布の日から施行する。